



～家族のために残しておく再婚時の遺言書とは？～

親の立場、子の立場。それぞれの立場から再婚をとらえた場合、少なからず影響を及ぼすのが再婚の特徴です。たとえば、再婚のパートナーや、あなた自身のお子さんがすでに大きくなっておられる場合。大きくなった子どもから再婚を反対されているということをよく耳にします。そこには「相続」という問題が大きく絡んでくるのが大きな原因のひとつです。親が再婚してしまうと子の相続割合が減ってしまいます。

「うちは財産と言えば家だけで、相続で揉めるような財産があるわけじゃないし大丈夫」とおっしゃる方がおられますが、実際に相続の場面で家を売却しなくてはならなくなったケースもあります。

また、財産の有無に関係なく、法律上の権利を侵されるかもしれないという感情は、再婚を歓迎できない要因になっています。

家族への配慮をカタチにしておきますか？

- ・再婚して子どもが生まれた。
- ・再婚時に養子縁組をしている。
- ・離婚後、別れた子がいる。
- ・過去に認知した子がいる。 このようなケースにすべてに、子には相続権があります。

相続の場面では、別れて何十年も会っていなかった子の存在が明るみに出て、残された家族が揉め事に発展するようなことがあります。

ご本人にとっては、近くにいても遠く離れた子どもも、同じ我が子だというお気持ちがあるかもしれませんが、しかし、再婚というのはパートナーや新しく生まれた子どもへの将来を含めた配慮が必要です。また、逆にすでに成人した子がおり、親が再婚する場合、子が再婚を反対している場合などもありますので、ケースによってまわりの家族が、できるだけ早く再婚を受け入れられるような心づかい、準備が必要となります。遺産相続では民法で定められた法定相続分よりも「故人の遺志」である遺言による相続が優先されます。再婚を機に、家族への配慮をカタチに残しておくべきですか？

遺言書を残しておくことのメリット

遺言書を残しておくことの主な利点をまとめてみました。

- ・遺言を残しておくことによって、相続人の争いを防ぐことができる。
- ・前婚で別れた子と再婚した妻(夫)が相続の場面で揉め事を避けられる。
- ・過去に認知した子と今(再婚)後の子との揉め事を避けられる。
- ・スムーズに相続の話し合いを進められる。
- ・まわりの家族の意見や気持ちに配慮した相続分を生前に決めておける。
- ・相続権のない人に財産を譲ることもできる。

なお、法定相続人には「遺留分」というのが法律で定められていますので、遺言書を作成するときには「遺留分」についても一定の配慮が必要となります。

遺留分とは…相続人に不利益な事態を防ぐため、民法では遺産の一定割合の取得を相続人に保証する制度が認められています。その権利が遺留分(いりゅうぶん)です。

相続関係が複雑になると事前にわかっている再婚などのケースで、遺言書を残していないということは、ご本人というよりもまわりの家族が将来へ不安を持ち越すことになるということをご留意いただきたく思います。

お子さんのために、親の責任として残しておけること。

遺言書にはさまざまな法律上のルールがありますが、まわりの家族の希望や気持ちを反映させてお作りすることが可能です。

【よくいただくご質問】

- 私たちのケースならば、どんな遺言書を残しておくべき？
- 遺言書の証人をお願いすることはできますか？など

再婚時の遺言手続きのことで、不安ごとがあればお気軽にご相談ください。

プロフィール

行政書士 細竹 里佳子 1971年2月9日生まれ。みずかめ座 B型
2002年 行政書士試験合格
2002年 橋本行政書士事務所 勤務
2004年 行政書士登録 第04261461号
大阪府行政書士会 会員番号第4877号
入国管理申請取次者承認番号(阪行)第06-245号
2007年4月 離婚相談.マリッジカウンセリング 立ち上げ
2012年 大阪府行政書士会 会長表彰
2011・2012年度 行政書士試験実施委員
2014年3月 SALVIA マリッジカウンセリング 立ち上げ
現在 大阪府行政書士会 西支部 役員



再婚時の遺言手続きのことでご質問などございましたらお気軽にご相談ください。

大阪市西区江戸堀3-7-13
Salvia マリッジカウンセリング
行政書士 細竹 里佳子
TEL (06) 6459-4950
Mail info@hasimoto-office.jp